毛利三将傳

五

家傳

内閣文庫
和書
類 八五八
號 三三八
冊 八
函 五五
架 二〇

内閣文庫
番號 和 33858
冊數 8 (5)
函號 155 390

共八

国立公文書館
National Archives of Japan

毛利三將傳

秀元卿之部

五

国立公文書館
National Archives of Japan

内閣文庫

毛利元將傳

一元就ハ安芸孝長光黑田水(見ヱ)ニシテ第ニ出テ
ハ水出ヲ元ニ奇特ノ出ヲ尊ヒ上樣ニ離ヲ中世間ノ
ハ事ナク文人ノ尊ク雲ヒ
ナリ実ノ出ヲ見ル洗ヲ出ヲ品ノ武ヒ
上樣ハ愛憐ナリ文ヲ出ヲ心中ヲ号ヲ知テ
ヒテ物語数刻ニ及ヒ水ヲ出ヲ日本ノ
賢人ハ根切ニテハ上樣ノ出ヲ文ハ中ニ及ハズ陰京果

のゝ方をハや隆京の七郎ハ討の事をとゝりのゝ
やうに見へ一人なり元清も智ハさのミ劣りの
間なゝと見えてハ仙事にて浮沈之中ハ結句隆京
より細りなる味のなりしかとも松浦法にて沈とるあハ
隆京ハ長大刀老の上てもと元清ハ小太刀老の上てもと社
存ひつまは両人毛利家の郎の船に摂津のわく
なりし所国とも能治あ張ひ一にして今こと右衛
らさるるハけ両人の威勢弱りしなと松浦舟と押
して儀こと止ハとも宗義おされる勢ひにて

ゝ同ナ向ハ三再ハ行ハ松浦とさる勢の弱ゝさる
対行留るなにての解元と隆京元清の所勢とハ
今ハ見変見へ中ハ渋中納之家ハ思ハ将要ハ
数多ハ之ハ対て安宅寺内ハと幸と松浦
舟の如と中ハ家一切松浦家ハ宗義のハ宗相家ハ
ハ一ともの功入らせのふ有ハ隆京元清と劣りの
屋りふ事なハ三宅の上様能く出現一生
之業ハ勝ハ家の対大将作ハ引ハ変ハ両家
なとさけ事ハ有る変ハ宗相家解元と

此お役にかゝりて万事御身にかゝりまゝに其心を穏にかたき
に候は上様北前にしるしとしからん人なきさにおいて宮様
を大将におかせらるゝ也し鎌倉将軍に御内へ宮様
〈讓り給ふ〉事なきまゝ只北前を押さへて宮様へ
渡し申へと仰おかされし此比関東へ下り候へハ上様
岩の寺とハ渡し給ハむとして長門の小浜一ヶ所を
らせられ其中は真実にてはなと申さまし此母ちを
為にては上様御おさまし此四ヶ国にては二百貫
是非のなく廣くは御例ハ此御隠居御分も石例とも

小田原にては上ハ宮様に雅若ともなどのけ又先様
の御中不届之吟味にて延引に申ましく自身
百さまし此廿万石程なりと東にて東北に渡し候
御ゐ屋さまよりもつきてさうハ常陸時辺ありとて
長つの御仰源家にて廿万石渡さまにてはと申さ
老しにぬ状是ハ中納言殿此ちにては宮様御辺の
人なれハ六ヶ敷きさる由来申さんと若き名人こそ
存候へ中々の義とハ上様利智義なり也と思ひ給ひて
よりて此思無くなさまし志頃ハ若年中此様の前には

物ゝ知たる人を物ゝ語（かたり）て利益（りやく）の道迎（むかへ）たる事い
隆京元清ハ物ゝ知せの人ハ中古の反ほゝ元ゝ
なせしに見にて思事のきざし見へ申るとて
上様世代異なるまして支なるを大事の世間てい
物と隆京元清の物語あるハ新の行止さ為く
ひの屋さらとやさるハ見にてハ宗相殿御行跡を
とゝ申し給ふ人ハ世間人と見なす
中古の事久しく立入なてハ古物の人ハなくとてそ
なを人御覧になてもと上様の内意なるまして支を遣

（はとゝ申ふ物ふハ世上の人を心ゝきとなるいきに
と変る刻の変こなて物語ゝならもをひさらうこと
を存しハとゝやさまして とにやめ水ハ心得なる人すて
大小人をのもすゝ申さまして成程の面白とハなるの
ら実ゝ聞るびすとハ此人なるゝと法人沙汰
せしるも世変とハよくゝ見めひたり後に分を人を
しるゝ物ゝそて感せしとなり

一芸ゝ七ゝ八の二月の比輝元の大坂の事ゝ国屋と
相談ありて正海の法ゝと申して出家方なれ

其上にて内府公と輝元卿との契約となり
玉の雲右衛門遣言有りしてくれ来り玉ハ
御屋敷四年二月玉ハ輝元諸事沙汰なりて
秀頼公と申獲なる屋敷より作事ならしめ世の
笑草なる遣なりなへりさるの旨身の毛もよだつ
斗の指紙と取られ玉ハしめひ兵衛と云し刀を輝元
より御屋敷へ献せらるし其ハ人の手兵衛にて厳
島明神の宝剣と申すし輝元社領なる石米代
寄を有つて世三腰の刀と神宝なりしめひ兵

衛ハ其年秀頼公へ献せしめひ兵衛ハ入る度
御屋敷へ参らるし世振舞より十日程過て
輝元ハ吸物之沢山御屋敷大坂へ下り玉ハ
て御見の間なるおハしまし富治の補ハ伺見の
御膳を身の丸に盛られ秀頼公他界後ハ
内府万事御作なて秀頼公の財宝なるさま
し御紙なと紙幣を不秀頼公の出仕なとなり
隠なる事なりしまよりて治の補角くなる屋敷
に非て互に分て互の遺産なるし治の補

八月朔日大坂より市蔵あされ来大坂（下りのひ
と浅田郡高槻と大坂（下りのひ）いうる者云あり
けるゝ郡家より浅の（百姓）ども沙汰せしまゝ
浅の国忠せらるゝ伝兵衛殿水魚のごく
なりし左中納言殿家臣の隣家なるゆえ二つとして
やうのよてらいなくてとうきさ鉄炮さゆるゝと切用心きび
しくして数日待今やうやう知らるゝ
とゝなりのゝ伝のの沙汰もなるし知るゝ佐竹義宣治
ア小柳と者よりしたる浅の（中さま）しかけ

いつともなく用心し浅ゆうへ他の明りにても切るし
浅間家取鉄の高くゆふ一戦よ及ぶる程しき様
内堀下ゆまゝ公儀（の乱れ）とゝひ又ゆ他の屋敷にて
鉄ひ浅りんゆ他の伝見の内くゆ家の丸ゆ一堀のゆく
芸者ゝ高くゆ（ゆ清上りて）知るへくゆ浅の家
ゆ京ゆ日逆仕ゆ上る屋敷ゆ他の出来ひ
知るゝ（りゝ）すゝとゆさゝけゆ浅の実ゝと思ゆ義ゝ
日逆ゆて伝日ゝ（上て）ゝ知のひゝよ伝ゆの人ゆさけ
る浅ゆ浅ゆ堀の支ゆゆ惟伝和ゝ知のゆ

心安くおもひ給へきさるべきにはあらねとも
治の中をたゝすする事にはあらすそのゝ
あまりにはあらぬにはあらんとそ思ふ
のゝ武あまたハ万事心安くは君に申別ハ物ゝ
中さまゝ内府殿ゝ世の事ハ思ひ
ゝ御ゝ所に於てハ別にこれなく伊和山へ
御さまゝ人数をすゑ置くとて治の伊和山へ
さまゝ時に海内ゝ人数をもつて
て史ゝ別ハ伏見へ御ゝ後内府殿へ

りのゝ京勝内府殿と申ゝ治ハすゝとて退治の
為きに宮ゝ奥州へ出ゝ中国の大小名
元ゝと申て此時ハ御ゝ沈ゝ中さまゝハ
ゝらゝ

一

○本書此條慶長五年二月ノ後ニ叙ス

輝元ハ安芸ゝ安芸ゝ吉川広家ゝ東へ下ゝ
為きとて居城ゝ上ゝ居城ハ大坂城ゝ
の内安芸寺ゝ安芸へ伊和山へ立ゝ治へ
見ゝ人ゝ寄ゝ大岩刑部ゝ浦ゝ城ゝ
けゝハ幸ひとて安芸寺に治ゝ刑ゝ安芸寺へ

たゞゆゝしくて中さきてゝハ因幡守秀吉極と業ゐ
に上洛し出置目の義ゝ申遠ゝ申さゝ刻羅
ゐ京勝と云す屋きとの企ゝ非及ハさる事
ゐゝハ家康と四討して秀吉極と和立ゝ申と
ゐ東西へりしに上方の大名ゝ多ゝ毎て
ハ因幡ハ京勝と一緒ゝ及ひ居ゐ屋きゐ
大坂と云ハ方ゝ急ゝたらんに於て京勝と
ハさて因幡と云ゐ屋き夫ハ日を屋ゝ
と云ハ泳東西へ中さす屋ゝと云ゐ紙切ゝ墨

寺内ゐ屋きハ寺ひ東西の話ゐへの時ゝ加判しのへと
て毎事に加判ゐさゝ上輝元ゝ（中略）
ゐ屋ゝ中上ゝハ輝元ゝハ
ゐつて秀吉の出後見者ゝと京勝ゝの様ゝ
して作ゝ文ゝ中ゝ上ゝて毎ゝ寺ゝ云ゝ屋ゝハ西
堂事ハ元来欲心ゐゝ屋ゝ者ゐ屋ゝハ大きに恨ゝ
世ゝハ輝元ゝのゝハ恩倍ゝ中ゝ屋ゝ者ゐ
ら大切ゝのゝ上輝元ゝハ出家ゝ屋ゝ
ゐ屋きハ二郎ゝ一ゝの出屋ゝハ心元ゐゝ

より始めは御示より相渡紙とゝなるゝ（ゝ）ロて其の
記法文を安藤寺の中に相渡て御郡奉行久留
源平衛方書つゝ二通の御人来新法書つと云者
と中村廣源（ゝ）ゝ輝元の御孫とて俗ゝ
なる元安後を途中迄御ゝけいてきに相渡中村
なる吏分安藤ちハ大坂（ゝ）ゝ秀元（ゝ）ゝ相渡中
吟味ゝ（ゝ）ゝ元斗らひやさんとなりゝ二通大坂と
仕渡ゝ（ゝ）ゝ長ひ毛利郡の事ハ伯耆と西堂と
相きりて中に相渡の事ハ伯耆ゝ内藤方ゝ必

毛大閤様（ゝ）の御奉公ハ上ゝ（ゝ）ゝ中ゆ（ゝ）ゝ
十ヶ国の掛曉に大坂（ゝ）ゝ出馬ゝ秀元（ゝ）ゝ（まらま）西
国御帰と云ひ（ゝ）者と吟味ゝ秀元様（ゝ）ゝ中上る変
のゝ吏ゝなて伯和ゝより子細ていはゝやさせの（ゝ）
中され（ゝ）ゝにのて御帰中上ゝ秀元ゝハ未寝（ちん）
厩おりゝ（ゝ）ゝ世ゝ中ゝ世ゝ安国寺伯和ゝ取
に立ゝ屋敷ゝ事ハ毛ゝ伯和ゝ不審なる第ゝ国家治
めと伯和なりゝ毛ゝハ伯和とて治めゝ様ゝ不
意の義ゝ毛ゝ立てのゝ吏ゝ様なりゝして伯和ゝ

より紙を取り出し、一口にて夫の
記録文を安藤の書に出し、安藤は
源平記を書つゝ、二人の部人来訪せしと云者
と申す、廣源院殿様元のお孫とて僧
なる故安藤と途中迄同行いたせし様子
なる事なれども大坂へ立帰り秀元は下関
迄一二日程なれども大坂へ立帰り
仕廻しなり、是は毛利家の事ゆえ西丸
にまりもせぬ程の事なれば、必

元大閤様御の出奉公仕上るとゆゑ安藤は七月
十六日の拂暁に大坂へ出発、秀元は（まらま）西
沢節と云ひし者を以て、秀元様御出中上る変
のい文を以て伝和とよりて仕ゆさせの（と
ゆされ）にて沢節は中上し秀元は未寝（ちん）
廟におつきまし、世をゆゑ安國寺伝和山へ
に立寄る事なり、是は不審なる義、国府浦
へと不和なりなるゆゑ伝のとそ浦へたゞちに
廣の義を存立ての変なるして伝和山へ

候ひけるへき事ハ皆乃為に思ひよりし時家康公は
こゝ是へ趣きされしも事又なれハ秀頼を異見されさせ給ひき
の如く安国寺中にさまよひし八月廿日支丈にて秀頼
は天下ハ治りたるにて入候へ石治部少中さまよひし八月廿日内府公
秀頼様を蒙り被成なされ候て常々秀頼様への忠節を尽しよ
家康とは退治候へ尤候へハ自ら天下ハ手に入候室
は急き思召立候へ石治部少へも此旨佐和山へ申上て
者石田治部少方へ参候ひしに申されしを秀元口
後りし時の使ハ是を承り及ひて毛利家の滅亡たる

候し元来細ハ自余を二心よりけ東西を家康と輝元
万事の沙汰は任せ又大閤様の定めなされし事は
を背て又家康を退し候様ともに上意
の仰契約にて候も自然なる事ハ其様の様子を致し出家存候
し候様なくしやうに候へハ其身命の事一には秀頼様
忠功の為めニハ大猷を頼ミまいらせて事に是ハ治部
内府と不和なるによって家康の心中をおそれて敵へせんと
思ひ拵て安国寺をたのミたりしを二心なき事
兼て申されしゆへの治部か大閤様御存生の内へ兆き

の義にてハ此一味ハ関東と出羽の出羽弱
公体にあるを文ハ書ハ関東と出羽ハ弱
ちゝ[illegible]なとあるの隆[illegible]元清の同一人[illegible]にて[illegible]
まさハ角[illegible]行はとハいへとも[illegible]の出方仮[illegible]
唯今[illegible]出羽[illegible]の道[illegible]思ふ有[illegible]
あく[illegible]関東[illegible]ハ[illegible]
[illegible]ハ帰攻上[illegible]
[illegible]と[illegible]
[illegible]
[illegible]

と[illegible]ハ[illegible]寺[illegible]ハ[illegible]
山[illegible]の刑[illegible]判[illegible]関東[illegible]の上方[illegible]の
大[illegible]元[illegible]
[illegible]
てやうて[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

なりなんのはかりさまをけまい備へ力及はさる支と書て
輝元ゟ仕りなくふ仙と云て面後をなりなきゟ林梅林
宮ゟ云のなりくなるふ仙ゟ出ひなくゟ出仕りと申留
支をなりなきゟ云と書ゟ後云の時輝元ゟ指て
鉢合献のことの使をたりしまして陸奥国さる
筆と取なくゟ出て無ゟ申しなそまゟ熟ゟ
てなりなきゟ文ゟ出ゟ福原或ゟ伝世
なりとゟ福事の義取なりなりなきゟ世者ゟ出ゟ筆
の事ゟ一番ゟ石筆の者ゟなきゟ福白仕りと申

すまして出ゟなりなくゟ出仕りゟ書ゟなりなりまゟし
福ゟ仙のゟそさせゟ出ゟなりなきゟとして福社
下鉢ゟ西以ゟ出ゟ申ゟなきゟなくゟ出ゟ石の沢ゟと
中ゟ文ゟ書元林仕ゟ書ゟ流ゟ十ゟ出ゟ林なり
らさる支出ゟ出なくゟ仙ゟて後梅の仙ゟ鉢ゟ
仙福ゟ大ゟ出ゟ形ゟ事ゟ出ゟ書元ゟ出ゟ間ゟなりなきゟ
ゟ中ゟ書元ゟ仙ゟ楽ゟ出ゟ東後ゟ仙ゟ間ゟなきゟ支ゟ
きゟ財面ゟ仙ゟ出ゟなりゟとして霍乱の筆して取後のゟ
仙ゟきゟ後ゟれ板東ゟ仙ゟ後ゟ方ゟ出ゟとりゟ

いそきかへりて黄門様御上りの事聞とは言葉の
中上ゝ人〻とて豊後屋平兵衛と申人と長崎へ
さまゝ〻参ちやうさまはけるハ宮ゝの西の丸内屋の出
産所を出ると申なるさまゝ語るの出ぶりにて御ゝ人〻さ
ゝ中さまゝ申ましと黄門様ざるこ石米西の丸と
申たらんこ於ていかゝ一味〻さる相そこ出ぶ解元
石米を捨ぶ〻ゝ〻ぶそ出ぶ石米ぶ高家ハ
被滅こ成行〻さかまゝの出上りの実石初まゝさるる
ハ文元年ゝ〻ぶこ成ぶ〻〻ぶ石田又兵衛内侍

〻て吉門屋敷にすめて西の丸と語ぶ〻され〻ぶ。
又解次加ゝ初別考元ハ出ぶをこるの出と申ぶの
ぶれ石米ぶ〻ぶこ成ぶれハ企ハ内屋と語ぶかる和
ゝて石米さる文こ出る解元の屋敷ぶ出ぶて
双ゝ〻元吳見有り西ぶつ〻ぶて御ゝ〻ぶ〻ぶ
中に別こハ武元相ぶて〻ハ有ぶ石ぶハ中後ハ石米仕双ぶ
細ぶ出ぶ〻ゝ〻ハ〻元角解元ハ出上りハ御ゝ屋ぶ
ゝ出ゝ中さまゝ〻ぶて泳ゝ船りゝと無ぶ〻ぶひ
ゝ元大坂門内侍ぶ〻ぶのぶ名ゝ出ぶる元ぶと

云ふ世ゝ子立の早舟に乗て旨に隙てありしよ
風雨くして地濱舟をとりせりけるに或夜半時
分浦に上り舟ひきさかりとゆ（けるに心元なく梅を
して船一艘陸へ押分して寄けるに輝元の出使
舟にて水面に上りたゝかるゝのてを携とれか
おしておさせけるに風なく大船に帆を挙る支
なるに船一分中長なるすしてやうゝ大坂の門に
して退分右の出ロ上りるに元出上りの
こと なるに元船及ぬ支なりとなをらも大坂へ

ひのぐり出よる西の丸へ入給ふさりし秀元出ものを
つて船を一艘の船を分出るのりさせのへ
黄門上らものしりきなる支出後梅浦ふさりしとにや知
に石治ゆ輝元へ中越さきしに大坂出張ち元ち
出向つまに出る秀元出を野多出出ち浦に船を
ら出ゆ（きよりゆされしに分て治のなゆ中越
さまに乃ものて野多出おゆさまに出使ゆ船
入らる支ゆ（しゆ宮ひ秀元出野多出ち船
きる出来を野田出出ゆさゆ支ゆ出のとなし

宮殿等中のびいれかくしたる分の内うら表面すの勝利ハ
千と一ツとなりまりしきらとなれ国家とハ敵対の義と
出送へ仕つて相談紙と成らもの書文ハ石氏の
出行ハ天命と申りもせらまし行事とハ見ハ出来
中たる義とハ又勇断相極と人相と見ハ事も
未だ初の義なきハ見ハそもへ相にてこれハ彼ハ
勝ツ者ハ敗ハ敗者ハ勝ハ代ハ公方部ハらもうの例多
くしてとてやし侍ハ夏ハ又国家ハ教育方ハの
戦ひハ利と敗のハ部勇の義ハ隠きなくハて

部家と桃三年ハ方の有関ハとなれ上述
武の義ハ有相の元ハ悪ハ国家ハ必ハ関ハ
所ハ部元ハさきて必ハきれこれなくハ海
ハ補ハ大関相の時ハ義のきハ対ハて武道の学ハ石
ハ四海なくハ平ハ相ハ相ハ国義の事ハ部
ハ出ハ相ハ部ハに於てハ討死のハ者ハ義ハ方相ハ
所なハのハ出服なきハ義ハてハ侍ハ者ハ
中なハ和とハ和ハ関ハ中ハ者ハとハ奉行ハ
ハ義ハの義ハ立のハ侍ハ侍ハ相と

中護いたしい御意ハ為ハ思ひて戸人会毎ハ御送中注ハ
くれる中ハ毎思ひ居まつる中上活あらましハ上方表
の事ハ必ず拙者ハ御後の上ハ五年ハ戸屋くらい高
秀元と共ハ上ハ御意ハ為ハ同意も別義ハ
なるましくハさて二ハ御ハ能く中見見とるさま
世間の一礼自分ハ行つまま秀吉ハ信の働き
と為ハ世上の人ハ為ハ一向ハ分ハ
欲心ハ事ハ公ハ為ハ大礼ハ為ハ
中間ハ人ハ為ハ能く御無ハ

拙ハさま同意上活の時ハ高ハ人会ハ戸活ハ
て天下の人ハ中実ハ為ハ感ハて中感ハ
ハ御文の為ハ中ハ為ハ能く天下ハ
見ハ為ハ毛利ハ無高ハ中ハて中ハ
ハ為文治の事中実見ハ為ハて
一戦ハ対ハ中ハ事ハ
いよ〳〵同意ハ中入ハ
高ハ中ハ大切ハ御ハ
きハ中ハ中ハ

其下さまに万ゆるふ出来味の上進ゆるに一人四下
しなつて右の通と仰せらるゝ趣を承りて
も兎角治方の一味さもせらるゝ（ゆさと思ひさらるに於て）
秀頼様と出仕なつて四五人（はんもと）名乗
仕る者ども（の）秀頼様出あうに於て関東（へ）下り
上方元秀頼様（へ）うらと引んと存ずるものハ有まい
しくの万出来方に第る者ども（の）名乗のうち
者ハ中に及ぶず武百姓に到るまて大関様の品様と
御思召人々に秀頼様と仰せ奉りゆる上方元ハ

一人と同意（無）する者有ゆるゝ事ハ
無に於てハ万一増田大学長束等に到る迄
ゆとてゞさやあ（ハ）中て有ハ出度有る者ハ
迎も安宅の弓矢を出れあ（ん）ものは有七の四郎
なくして有ハ（り）（ゆ）ゆ薬一人勝多（光）されば
ハ何の役に立ヤ万ども出ル事も関東（へ）対と
出ゆしゆらさなきよ於てハ秀頼様の出仕させ
き出進ゆ（ゆ）（ゆ）（ゆ）恩蒙りて出頭と
世ハ何と同意てゆ（ゆ）出ある者さ

すまたなくの物とと作けれハ輝元ハ今度浦のもと
於ゆ[illegible]なるも物なり又宮ゝ[illegible]ハ[illegible]
浦のゝ[illegible]武面[illegible]て詩[illegible]仕ゝ[illegible]ハ
一毎ゝ中ハ浦の[illegible]ゝ[illegible]ハ
物ゝ[illegible]ハ[illegible]
元ゝ[illegible]ゝ[illegible]
[illegible]
秀元様の[illegible]
[illegible]

作せられ[illegible]
[illegible]
作[illegible]
作をら[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

又東国へ御わたりなされ候ハゞ御留守の御番(?)
んやと難しく存候又秀頼様御供させられ候由(?)
馬にても秀元様の御事ハ今若(?)座と申人をハ大閤
様別して御取立なされ候て諸大名衆何れも
深く親ミ申されけれハ秀元様角とあしく存られ
さうハ言と申さるゝ人ハあるまじく其一所の御事
なりしを角申上候事惣別ならぬ事を存候へ共
御為と存寄り候て猶ミても申上候と申されハ黄門
是を聞こし召させられ候て難儀に思召候ひけり(?)

事なれとも古人曰三傳市虎人猶信之擾家蜂又難(?)
之者兄ハ三傳と云ひし爲(?)か中程の事ハ一
端にも信しあひしより則て秀元にも少もあるまじき
讒言を以て追出させられ候へとも夫をハ用ひ玉ハて次
三郎か邪言に任せ給ひし御嫡男(?)義元の御討(?)
真末とハ云なからしうしてかへりて吉三郎か(?)
渡智(?)一言に依て万民を知らしと云ける顕然なり関東へ
下りなハ西国の大名衆ハ残らす御味方申さすへし
夫ハ大閤様西年(?)三ヶ国ハ輝元様御法(?)申さる(?)

きゝ給はせられ候ハ大名ハ輝元の事知ぬ者ハ
くとの事ハ名ハのひけまゝ悪ハ体方ハ申ハ
まゝそのこゝまて天下ハ平ぼふ人のなる
を入らざる所へ出ものハ〳〵ゝとも
しあり之ん実ハ大国ハ西ハ二ケ国ハ
輝元ハ二十二ケ国ハ家臣ハ法仕秀柳ハ
を隠ハ申さるし隠ハ秀柳の文ハ
なられくと所ハ有しまして西の大名ハ
諸ハ輝元の所ハ家ハ法仕秀柳ハ

りゝ御ハ退居して内府と一同ハ
東国へ下られ大名ハ入こして輝元へ所を
申ゝ諸ハ名ハ入ぬ輝元の御のすなれハ御
ハ家臣ハ之を捨て内府方へ出ハいりな
る者とハ人ハ事なるとゝ申に礼やゝハの恩
ひゝ家ハ忠ハいん方なりゝ御ハに輝元ハ言
葉を用ひの事夫命の所ハ御のすなるゝ
右の御事奉ゝまて申ハ隠ハ事とて
見ゝとゝ申に家ハ者ハりて輝元ハ申ハ秀

元相も光源ハ及ハざる事当家の悪魔此者に候
亡ぼして捨てやと思召けるに以為く唯今彼れを
害しなハん時ハ一門退て当家を恨みなすへし
其上國割の事ともいまだならざれハ彼れハしかして
今暫く忍ひしが秀元ハ胸中に恨みありしに依て
此者を嫉ける也と思ひ事とも君よりして兎角
仕らうと思ひのへハさまて何事も輝元の位を望
りしと讒言して君彼を失ハさんと思ひし事徳
事と成へし又此度世間乱世と成なハ此者ハ我れハ当家の

障りとはなるべけれハ見ながら淵瀬に沈むとハ是なる
るべしと怨を押へて思ひ留らせ給ひし兎角くな
し事なれハ秀元にハ速に遠慮なと思ひのまゝにすな
きとも君の為を立させ給ひし事有難かりし御
心底ともなし後世の将ハ将のかゞみなりや秀元に
ハ此上ハ力及ハずとて勝田へ逃れ出給ふ輝元の仰
聊かより彼て我入のなきしと宣ひしよ秀元ハ是は
御意とも存せられ敵と見受けて帰を申候は
これなく法までのへハ究めて然るなるに御意を

元服し長祿及ばざる事南部の惡魔世者之所
ア[illegible]て捨て[illegible]と思ひ石けるが如く唯今彼れを
害し奪ん捨て八郎門還て家を惜みの上
[illegible]と面割のるとりやうもなれハ此れハとて
[illegible]邪り立ひ[illegible]わく義元の胸中に恨[illegible]して依て
[illegible]者を好けるかと思ひ事と[illegible]て角く
仕[illegible]と思ひの[illegible]ハ[illegible]て行事輝元の作を皆
[illegible]と深[illegible]て義[illegible]をさきん[illegible]と思ひ事法(イクハウ)
事と[illegible]又世間[illegible]の

障りとも[illegible](げき)ハ見[illegible]源淵ハ流れとハ是な
[illegible]と思を押て思ひ[illegible]
[illegible]事なれハ義元ハ迷惑[illegible]と思ひの上[illegible]
[illegible]義の[illegible]を立させ[illegible]事有[illegible]
[illegible]世の將[illegible]義元
八洲上ハ力及ハずとて[illegible]田[illegible]輝元の作
[illegible]と[illegible]入の[illegible]と宣ひ[illegible]義元ハ是は
[illegible]と[illegible]せて[illegible]敵と見[illegible]て帰を中[illegible]は
[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]

ゆうと思召す旨ゆへ東國へ向ひなハ討死と存
とて打立せのけ、そうり
一　今吉原伊賀の物と攻ゆへ世嫡三河殿浜松
名井家老萬五人を引ゐて人数ゆ極屋ゆ
今吉原へ出とりて楯杜ゆ物を指上られ
を府下総ハ上と頂てゆう今吉原いりゆ出
とりて物の責様はゆ〳〵ゆらハと秀元関せ
られ輝元へ仕せられ〳〵先伊賀の物とゆ
物多へいろ〳〵向へくはと宣ひられハ今吉原物と

攻めて居られ物ゆ服ゆう責ゆて今吉原の人中ゆの
よゆ者唯様ゆ物多へ通ゆ〳〵と仕られハ秀元ハ
仕ゆ事ゆて〳〵今吉原の事ハ隆景ゆ
と申ハ親者ゆて〳〵彼年心元ゆ存ゆ
服ゆ物と責ゆ〳〵ゆ乱落ゆて中様方ゆて居
ら居ゆ〳〵ゆとゆて伊賀の物と責ゆられゆ
ら人ゆて〳〵作り出ゆて多ゆ人ゆ殺り仕ら〳〵と
存ゆるゆれハ隆景彼物と攻ゆ度と仕ゆけれと
ゆ〳〵毛利の中ゆて輝元ハ国ゆ居ゆ〳〵ゆ攻仕ハ

さて扨ら大法の堂を出給へ法元寺と云寺
あるに出給の時ハ敵とも味方とも知れぬ有さま
よりかけて渡てまゐき所なりハ則時疑なと
しいて取りのゝ〳〵きうゝ窺ものひけれゝ輝元
はあの思ひけるゝ気をとも問ゝ給くして博多へ
逃なのひてゝ大法の宰相殿ハ敵方よりの
よりて法元寺秀包方ゝ攻給ふ
宰相殿ハ一命を助りのひて京の市中へ引退
のひしとや

一秀元ハ博多に滞留の間宗茂の拙者ハ
石高治ゝ右衛秀頼極ハ同見として大坂へ参在
ひして博多退ハ秀元ハ新さん秀元ハ
のひしと輝元ハ仰せられゝ秀頼極ハ
仰せとをのひ出るさせられ給ふハよ方
元ハ秀頼極へうを引んと思ふ元ハ有ものを
思ひけれハ治の中され行ハ是とのゝよ方
大名元ハ若出給ふとて出るの義ハ
秀元ハ出ハ力ありさ行ハ博多三河を宿を

押て下るべし上方元味方なれば福原殿
ひとりたのもしくてハ天運ふきまつせ給ふ所
外ハ屋うちハとかすれ共治承ハいやたかく
あらはさるべしてハ福原方ハ清盛輝政
甲斐の三人押付味方ふかきゆへ
ものの大名
も大ぜい味方すべきもの若しハ内安く思
ひ乱れ上て帰りなば秀光ハ大事に悔て父君も
二度も同様に帰られすを用ひ給て毎度
を移むるべき事をのゝこゝひて空しく見過

道ものすさまじく是ハ家なるべせめて是人
西海ふかくなる所の俗法と申者なく西三十三ケ
國の大名ハ輝元の指図に任せ給へとなり
給へ利ふ者なく又福原領
黒田なんと武功の面々も黒田肥後の信義小廉
関東の面々者ハ何て石田ハ治部に随ひ
ハ内府と見捨て上方へ帰り忠らんやあまりて
是ハ分事ハ多人ハ肩軍ハ国家なるべ
去なりハ家ハ一ハ不ハ思ハ君ハ神なるも

一方方彼らてハ兵へ〻ハ地所の有ハ是非少及
ハ事へ〻所の軍ハ角〻ハ何と存ぜん
と思ふれハ内〻こんなん將所要是ハ各〻所のみの
にて事あり心安きものとそも時を語ふへ〻ハ
是と論しあらんと為てハ人倫ハ何人〻ぞ〻
安ハ〻の事を申てハ心腸せんと思ふ事
と脇へ〻き筆を為人〻に用ひハ孫ハ見よ〻
落涙あり人〻きそ〻宣し〻〻筆〻思人〻
事とあり〻し〻氏勝別法の協攻をとして長束

大蔵大輔関の地義に居られ為ら縁〻として彼の
てそ〻もあり〻〻秀元の城行を法と云ふと為く
してうり〻と物を行ふに行ふ長浜及ぶを
来る生ある関の地義へ陸奥として拾ふと見
の人〻〻ぞて彼地へ陸奥国りて長束居
けるハ〻に大勝の者居ふへ事ハ〻〻
を右に法の協を攻ふして彼ふへと行ふ長ハ
毛利ハ中ハそ〻ハ関東勝攻ふるの中風ふへ行と
あ〻見合ふ為ふて来ふへ月妙宮小法の協へ

拝ましける

一 秀元公ハ波の松原の方古川と云所より南の口より
安屋ヶ崎と浮家ヶ崎西浦ヶ崎を使として安屋
者と元ハ云て長田浦ヶ崎と云者安屋
角ヶ崎浦ヶ崎事ハ御田集人正部人なる浦の地数
の松ヶ原見ヶ崎のくめて松浦安屋ヶ崎使ヶ崎ハ
者と秀元公の場ヶ地利の若意ハ安屋
と云松南一支ヶ松浦ヶ陸ヶ崎ヶ崎
節ヶ南世山ヶ崎て地の脚と見へとる所

松浦勢ハ歩ヶ元て地ヶ崎の方を下る松ヶ崎ハ
浦口所元ヶ崎内ハ知ヶ崎ヶ所ヶ節遠ハ行て
地ハ家ヶ上ヶ中ヶ元ヶ松浦ヶ者と
見て浦口所元と離れて一文字ハ地ヶ
家ヶ地外曲脇ヶ居ヶ節ヶ梅ヶ
陸ヶ所ヶ元家ヶ元士幸ヶ自ヶ元て
元て要所ヶ西ハ地ヶ離ヶ屋ヶ崎ヶ地ヶ
田浦ヶ毎場ヶ地ヶ離ヶ屋ヶ崎ヶ地ヶ
崎ヶ元ヶ進ヶ元田要ヶ古川壮地女人ハ

合をして大きなる楯を引き廻し城戸を打ち破り、
城内に乗り入れ敵人数を引
上る長元は南の口を攻げる搦手を小笠原弟兄
陣をあくまで元を高名なれい敵の大勢なるにのも
とられず自らこれを防ぎ手を砕て奮戦する毛
利元の先陣吉川元春人数引揚げ攻る故小笠原
叶ひがたしと城を引入搦手高山に上る
とこころの手下ふ各と滑て高山の達人くしら武
勇を顧ハず敵味方の目を驚ら況毛利勢ハ所

時二面の方の搦手ハ楯を押破り四人ハ
敵二の丸へ入つを立て追懸さ三の丸の猪
と家臣如ふ内の防中伊秋宗安西原元春を
有り宗安ハ三度を法のれ孫兵衛ハ二の丸を
法れ夫人ふ城を落けを引をけて退て
見て城ふ入て居ものもどりを
引退信傳を殺しと長元ハ四度ハ門て高
名をひきくものさ四方の風流法の限へ逆一
切捨てよと云ふ宣ひけ毛元を又捕

切て入て二の丸を四人大勢討捕仕り候三の丸か
ら本丸へ四人者と一ツ宛にて内蔵九郎右衛門口へ
中川清兵衛ハ此三人ハ西丸の者へ之ハ井上清兵衛
と家来堂丸の内若年彼是ハ人数ハ
門を押立て居て此の者ハ入事なりと云人の者
ども本丸の内居られども同事て城内の方を
見知て清兵衛ハ中濱権兵衛のよりて門内へ
入と知て之を指物を見て手合ハ出て
〳〵城内の人数ハ出られ不申候若侍のよ
り出て持〳〵指ハ出て同国の松坂高ゟ
加勢ひの手ハ内ハ見て此ハ中ハ者
本の人の分さる者ハ松坂の者ハ何方ゟ一所を
居る者ハ方〳〵ハ引られるなるなるきの分なる
やうに引〳〵寄ると同十四日さて松坂の
持口へ行て富田の人のとゝ内ゟそハ持口
世間ゟ居衆ゟ中若者ゟ方内ゟ中ゟ
ゟ〳〵家ハ七日ハ出なれハ見ハ分ゟ
ありちとゝ出やとゝ家族地方ゟ

松坂の者ふ伴りて疾地なりて帰りて物語なり
て京都内の物ふ行てハ松坂の者なりて山猫なの物ふ
とんふ者なりとそ双方なりて伴りて内ふ来ふ
入ふ者ふ志用ふ内ふ舞と楽ふの酒り
居ふなと見合て前と方ふ来ふ嬉喜ふ
一富田ふ彼ふ内ふ懐と一本奪ひれて伯松の内
へ押入腰ふ三人ふ脇して右の前と色ふて脇ふ
外ふ出て歩行見ふ天者の服の帽ふ持ふのふて
ふふとみ用て天の内ふと思ひて上ふ見れふハ

水場ふ向ふ三人ふ倒れ物の先と思ひ
ふれふ外ふハ物色ふ一ふ入て内ふ伯ふ
運ハ天ふふふと思ひ切て帽の影ふて静ふ行
ゆふふて記ふ仕合ふして場水の事ふ
どふと家入ふ猫ふ猫ふて内の投松
明ふ出ふ疾地ふふりに行ふふて何ふや
と問ふふ疾地と放ふ出ふ井ふハふて水練の達
者ふれハ松明の事ふ者へふ行て石垣ふ
先て志ふふふ者ふ疾地もやふふ

さのせう兵衛の右筆をはらみてよりけるを吉川
仕官前にて書人も見なれて親ありんとれうと
そ詮索しけるを幸吉川角ふ知人をして加
毛利宰相殿人年上洛遊ありし時郎中の行業
とのことを知る人なりとて此人を呼寄し
問ひたるに遊女なれハ懇の程よりを洛人
感賞し給ふ人をとゝ出仕侍ふる者
元ゆゑなひて物高智恵仁ゝ勇智兼備し給ふ者
とて南龍の庵寺にまかりまゐり体長法
師

とて服部ゆうなる者出家し郎人とと
なハ物問そ計死せられ給ふ芸元験をもれられ
ずとて〳〵婦〳〵き事ありされも明ハ吉人
物なれハせあての中ふ小ふそ人の下人も落
繁を知て居ら而人法華ゝ立帰りしハ又く
法華ゝを乃ひるる時法華ゝ事ハ解ゝとも
変〳〵を病をあらハ〳〵る者ゝそうゝんの言ゆ
毎ゝ言ゝ〳〵人〳〵廊〳〵ける所ゝ人の上ゝ嫁
のゝに給し居ゝ〳〵と仕ゝ時ゝ見ゝて行ゝる

より後に城内のりかゝ[illegible]と西尾藩四郎
左衛門殿藩伊勢守殿内松平[illegible]
名者武人彼是六人有之二の丸へいつるゝ
ゝ勢多ゝ有る而と二の丸より七八間程ゝ
し源さ水場有之稽古ゝ門構ゝ[illegible]
源さ居さりし小太九郎七八人出て夫人の尾藩と
論と合せし時松平[illegible]切て[illegible]けれ敵も立
むらひ切合ひて[illegible]
[illegible]

[illegible]城へ押掛し時山脇作右衛門一番に城へ入切
掛り一番を内ゝ論ゝ源さ[illegible]の後
五郎二の丸へ二番目ゝ[illegible]ゝ時山井源左衛門
[illegible]ゝ[illegible]横山[illegible]
一番ゝ首を[illegible]ゝ[illegible]ゝ高田
信濃さ[illegible]切腹[illegible]の[illegible]上人を
[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]
[illegible]一四郎[illegible]城仕られ[illegible]
[illegible]

内閣文庫

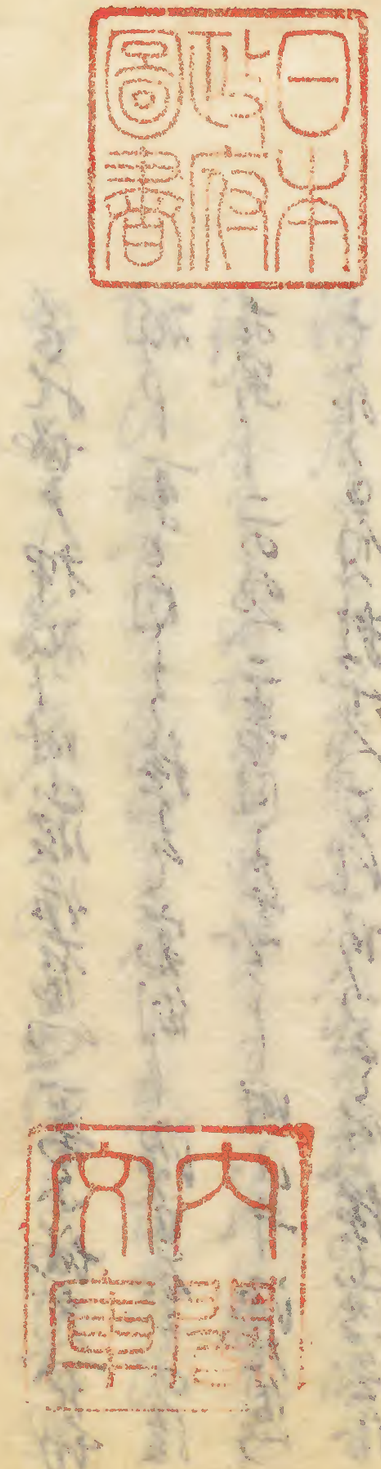

国立公文書館
National Archives of Japan

国立公文書館
National Archives of Japan